

東海市条例第 23 号

東海市議会委員会条例の一部を改正する条例

東海市議会委員会条例（昭和 44 年東海市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 14 条の 2 委員長は、大規模な災害等の発生又は重大な感染症のまん延等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 19 条（秘密会）第 1 項の秘密会は、この限りではない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。